

令和2年度

藤沢市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和2年6月23日策定

1. 目的

この方針は、「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済的な自立の促進に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3. 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - (2) 障がい者を多数雇用している企業
 - ① 障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社
 - ② 重度障がい者多数雇用事業所（※）
- (※) 重度障がい者多数雇用事業所の要件
- 障がい者の雇用者数が5人以上
 - 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (3) 障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障がい者等
 - ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4. 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ① 事務用品・書籍（筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍等）
- ② 食料品・飲料（パン、弁当、麺類、加工食品、菓子類、飲料、野菜、果物等）
- ③ 小物雑貨（衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品等）
- ④ その他の物品（家具、看板、横断幕等上記以外の物品）

(2) 役務

- ① 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷）
- ② クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）
- ③ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等）
- ④ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、プログラミング、テープ起こし等）
- ⑤ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等）
- ⑥ その他のサービス・役務（文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等）

5. 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに庁内各課に対して情報提供を行う。
- (2) 障がい者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の受発注調整にあたっては、市内の事業所で作る共同受注窓口を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

6. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により、公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7. 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この調達方針の目的に沿うために、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めることとし、その調達目標は15,340千円とする。

8. その他

障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、本市が直接発注する物品・役務に限らず指定管理業務等において、可能な範囲で障がい者就労施設等からの物品・役務の調達拡大を図られるよう努めるものとする。